

## 役務契約に係る低入札価格調査実施要領

(平成17年3月30日決裁)

改正 平成18年4月1日決裁

改正 平成19年4月1日決裁

改正 平成21年3月27日決裁

改正 平成21年5月1日決裁

改正 平成22年3月31日決裁

改正 平成23年3月31日決裁

改正 令和3年3月22日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、金沢市契約規則（平成15年規則第1号。以下「契約規則」という。）第14条（第21条において準用する場合を含む。）に規定する最低の価格の入札者以外の者を落札者とするのできる場合の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(低入札価格調査基準価格の算出)

第2条 契約規則第14条第2項第2号に規定する低入札価格調査基準価格は、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

(入札参加者への周知)

第3条 低入札価格調査制度の円滑な運用を図るため入札の前に、次に掲げる事項を入札参加者に周知するものとする。

- (1) 低入札価格調査基準価格があること。
- (2) 低入札価格調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、後日入札結果を文書で通知すること。
- (3) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者（以下「最低価格入札者」という。）であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後に行う調査及び事情聴取に協力すべきこと。
- (5) 低入札価格調査基準価格を下回った入札が行われた場合で、当該入札が第4条の2に規定する数値的判断基準に適合しないときは、当該入札者を落札者としなないこと。

(入札の執行)

第4条 入札執行者は、低入札価格調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して落札者の決定を保留し、契約規則第14条第3項の規定による調査を行ったうえで落札者を決定する旨を告げて入札を終了するものとする。

(数値的判断基準)

第4条の2 入札執行者は、低入札価格調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、入札書の記載金額が予定価格の3分の2以上であること（以下「数値的判断基準」という。）を確認するものとする。

2 数値的判断基準に適合しない場合は、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履

行がされないおそれがあるものと認め、当該最低価格入札者を落札者とせず、次順位者を落札者と決定するとともに、その旨を当該最低価格入札者に通知する。

3 数値的判断基準に適合する場合は、次条に規定する調査を行うものとする。

4 前3項の規定は、次順位者の入札額が低入札価格調査基準価格を下回る場合について準用する。

(調査の実施)

第5条 低入札価格調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、入札者がその入札金額で契約に適合した履行ができるかどうかを判断するため、入札日から起算して7日以内に次に掲げる事項に関する資料等を入札者から提出させ、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等により調査を実施するものとする。

- (1) その価格により入札した理由(様式1)
- (2) (1)の理由を証するもの
- (3) 入札価格の積算内訳書
- (4) 業務実施計画(様式2～3)
- (5) 契約対象業務に関連する手持業務の状況(様式4)
- (6) 従事職員の具体的供給見通し(様式5)
- (7) 過去に履行した同種業務名及び発注者(様式6)
- (8) 外注を予定している場合にあっては、その外注内容(様式7)
- (9) 経営状況
- (10) その他必要な事項

2 前項の調査は、当該業務を所管する課の課長補佐及び担当者、監理課長補佐、検査員室長、情報システムの開発業務においてはデジタル行政戦略課長補佐、測量・設計等コンサルタント業務においては設計技術管理室職員、測量・設計等コンサルタント業務以外の業務においてはデジタル行政戦略課長補佐並びにその他専門的知識を有する者(以下「契約担当者等」という。)が行うものとし、原則として入札執行の日から起算して14日以内に調査を完了するものとする。

3 第1項の調査に際し入札者が資料の提出等を行わない場合は、契約担当者等は、期限を定めて積極的な説明を入札者に求め、入札者がこれに応じないときは、第7条に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合に該当する旨を申し述べるものとする。

(契約内容に適合した履行がなされると認めたとときの措置)

第6条 契約担当者等は、前条第1項の規定による調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認めたとときは、その旨を監理課長及び当該業務を所管する課の課長(以下「所管課長」という。)に報告するものとする。

2 前項の報告があった場合は、監理課長又は所管課長は、直ちに最低価格入札者を落札者と認め、落札した旨を当該最低価格入札者に通知するとともに、他の入札者に落札の決定があった旨を通知するものとする。

(契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたとときの措置)

第7条 契約担当者等は、第5条第1項の規定による調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたとときは、その旨を監理課長及び所管課長に報告するものとする。

2 監理課長は、前項の報告があったときは、直ちに当該調査の結果及び意見を記載した書面を作成し、

契約規則第 50 条に規定する金沢市入札契約手続審査委員会の構成員（以下「審査員」という。）に意見を求めるものとする。

- 3 前項の審査員の意見が契約担当者等の意見と同一であったときは、当該最低価格入札者を落札者とせず、次順位者を落札者とする。
- 4 第 2 項の審査員の意見が契約担当者等の意見と異なるときは、契約担当者等による再調査をするものとし、その結果、なお、契約に適合した履行がなされないおそれがあると認めるに足りる合理的な理由があるときは、次順位者を落札者と決定するものとする。
- 5 監理課長又は所管課長は、第 3 項又は前項の規定に基づき次順位者を落札者と決定したときは、直ちに当該次順位者に落札した旨を、最低の価格をもって申し込みをした者で落札者とならなかった者に落札者とならなかった理由を、他の入札者に落札の決定があった旨を通知するものとする。
- 6 第 5 条及び第 6 条並びに本条第 1 項から第 4 項までの規定は、次順位者の入札額が低入札価格調査基準価格を下回る場合について準用する。

（契約後の取扱い）

- 第 8 条 入札執行者は、第 5 条第 1 項の規定による調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施し、かつ、契約内容に適合した履行がされると認めた業務については、低入札価格調査において提出させた資料等及び調査記録を当該業務を監督する職員（以下「監督者」という。）に引き継ぐものとする。
- 2 所管課長は、業務実施計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、記載内容が低入札価格調査の内容と異なるときは、その理由等について確認するものとする。
  - 3 監督者は、当該業務に係る監督業務において段階確認、完了の検査等を実施するに当たっては、立会いをすることを原則として、入念に行うものとする。
  - 4 監督者は、あらかじめ提出された業務実施計画書の記載内容に沿った履行が実施されているかどうかを確認するものとし、実際の履行が記載内容と異なるときは、その理由を詳細に聴くものとする。
  - 5 所管課長は、業務の履行における適切な安全管理及び労働者への適正な賃金支払の観点から必要があると認めるときは、労働基準監督署の協力を得て履行現場等の調査を行うものとする。
  - 6 清掃業務又は樹木等維持管理業務において検査員は検査員室長とともに適正な履行の確保のため立入検査により確認を行うものとする。

（特記仕様書への明示等）

- 第 9 条 前条第 2 項に掲げる措置を講ずることに伴い、次に掲げる事項を特記仕様書において明示するものとする。
- (1) 低入札価格調査基準価格を下回る価格で落札した場合においては、請負者は、所管課長の求めに応じて、業務実施計画書を所管課長に提出しなければならないこと。
  - (2) 前項の書類の提出に際して、その内容のヒアリングを所管課長から求められたときは、請負者はこれに応じなければならないこと。

附則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の役務契約に係る低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告する一般競争入札及び入札に参加する者に通知する指名競争入札による契約について適用し、同日前に公告した一般競争入札及び入札に参加する者に通知した指名競争入札による契約については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の役務契約に係る低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告する一般競争入札及び入札に参加する者に通知する指名競争入札による契約について適用し、同日前に公告した一般競争入札及び入札に参加する者に通知した指名競争入札による契約については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の役務契約に係る低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告する一般競争入札及び入札に参加する者に通知する指名競争入札による契約について適用し、同日前に公告した一般競争入札及び入札に参加する者に通知した指名競争入札による契約については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の役務契約に係る低入札価格調査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告する一般競争入札及び入札に参加する者に通知する指名競争入札による契約について適用し、同日前に公告した一般競争入札及び入札に参加する者に通知した指名競争入札による契約については、なお従前の例による。

附則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

項 目		様式等
1	その価格により入札した理由	様式1
2	1の理由を証するもの	必要に応じて
3	入札価格の詳細な積算内訳書 (労務単価を明記)	入札時に提出した積算内訳書の詳細なもの(仕様書の業務毎に積算に使用した単価の根拠等を記載)
4	業務実施計画	様式2
5	配置予定表	様式3
6	契約対象業務に関連する手持業務の状況	様式4
7	従事職員の具体的な供給見通し	様式5
8	過去に履行した同種業務名及び発注者	様式6
9	外注予定の有無及び発注者	様式7
10	経営状況	直近4年度の決算報告書等
11	その他必要な事項	客観的に履行可能を立証できる書類等

(様式1)

## その価格により入札した理由

--

※人件費、物件費、管理費、業務実施計画、従事職員の供給見通し、同種業務の手持業務の状況、過去の同種業務の履行実績等の面から具体的に記入

(様式2)

## 業務実施計画

--

※業務日における人員の配置予定、所要見込時間等を業務の内容毎に記入

(様式3)

## 配置予定表

従事者名	業務内容	時間						
		9:00		12:00	13:00	15:00		17:00

※表にして従事時間が分かるもの

(様式4)

### 契約対象業務に関する手持業務の状況

発注者			
業務名			
業務場所			
契約金額			
契約期間			
業 務 内 容			
業 務 項 目	従事者名	従事時間	給与・賃金(円)

※調査対象業務と同種業務の履行中の業務について全て作成(1業務1葉、契約書の写しを添付)

※業務内容は具体的な項目別に必要人員、所要時間、所要日数等を記入

(様式5)

## 従事職員の具体的な供給見通し

1. 当該業務に係る配置予定人員 人  
(在職者 人 新規雇用 人)

2. 従事予定の在職者  
氏 名 雇用形態 勤続年数 給与・賃金(円) 資格(業務関連) 他業務との兼務

3. 新規雇用を予定している場合、その採用計画

募集日程

募集方法

雇用条件(雇用形態、給与・賃金、勤務時間等)

※従事予定職員の勤務割表を添付

(様式6)

### 過去に履行した同種業務名及び発注者

発注者			
業務名			
業務場所			
契約金額			
契約期間			
業 務 内 容			
業 務 項 目	従事者名	従事時間	給与・賃金(円)
*記載例			

※調査対象業務と同種業務の過去3年間の履行実績について全て作成(1業務1葉、契約書の写しを添付)

※業務内容は具体的な項目別に必要人員、所要時間、所要日数等を記入

(様式7)

## 外注予定の有無及び外注内容

当該業務に係る外注予定の有無		有 ・ 無		
※外注予定有の場合、以下に記入				
外注 予定 者	商号又は名称及び代表者氏名			
	住 所・電話番号			
	当該業務に必要な 許可等の有無	有 ・ 無	許可名称	
			許可番号	
外注 契約 内容	契約予定金額			
	代金の支払い方法			
	業務の内容			
外注者選定理由				
その他特記事項				

※外注予定者から提出された見積書(写)を添付